

大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

制 定 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多い等、防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集市街地において、地震時における電気火災リスクを低減し、地域防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置に要する費用の一部を大阪市が補助することに関し、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 地震発生時に、電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器で、次に掲げるいずれかのものをいう。
 - ア 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付2)の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの。
 - イ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付2)の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの。
- (2) 対象地区 延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地で、別表1に掲げる区域をいう。
- (3) 住宅 人の居住の用に供する部分の面積が延床面積の2分の1以上、かつ、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の既存の建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、都市再生機構及び地方住宅供給公社等の公的事業主体が所有又は管理するものを除く。
- (4) 補助事業 対象地区内の住宅において、次に掲げる事項のいずれかを行い、感震ブレーカー設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける事業をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第11条の通知を受けた補助事業者が、同一の住戸で行う事業は除く。
 - ア 既設分電盤を、第1号アに該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取替えること。
 - イ 既設分電盤に、第1号イに該当する感震ブレーカーを取付けること。
- (5) 補助事業者 次のいずれかに該当する者で、この要綱に基づき補助事業を行い、補助金の交付を受けようとする者をいう。ただし、補助事業者以外にアに該当する者がいる場合は、当該者全員の承諾を要する。また、補助金交付後にあつては、補助金の交付を受けた者とする。
 - ア 住宅の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）
 - イ アの承諾を得た居住者（以下「建物居住者」という。）
 - ウ アの承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

(補助の対象及び補助率)

第3条 市長は、補助事業者に対し、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）につい

て予算の範囲内で、補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は、前条第4号に規定する補助事業に要する費用とする。ただし、消費税相当額及び大阪市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の金額の3分の2に相当する額とする。ただし、その額は、70,000円を上限とする。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式1)に別表2に掲げる書類を添付して、補助事業にかかる工事契約予定日の30日前、かつ、工事契約予定日の属する年度の12月28日(本市の定める休日(以下「休日」という。)である場合は、同日以前の直近の休日でない日)までに、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに工事契約を締結した場合であっても、工事に未着手であることを証明できるときは、本項本文の「工事契約」を「工事着手」と読み替える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する期日までに完了報告を提出できない場合は、申請することができない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式2)により補助事業者へ通知する。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定にあたって、規則第6条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式3)により補助事業者へ通知する。
- 4 市長は、前条第1項に規定する申請書が到達してから30日以内(申請書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。)に交付又は不交付の決定をする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第1項に規定する通知を受けた場合で、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に、補助金交付申請取下書(様式4)により申請の取下げをすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書(様式5)により補助事業者へ通知する。

(補助事業の工事着手)

第7条 補助事業者は、第4条第1項本文に規定する申請における工事契約予定日にかかわらず、第5

条第1項に規定する通知日以降に工事契約し、その後に工事着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第1項ただし書に規定する申請をする場合は、当該申請における工事着手予定日にかかわらず、第5条第1項に規定する通知日以降に工事着手し、速やかに工事着手届（様式6）に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第8条第1項イに規定する申請をする場合は、同条第2項に規定する通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに工事着手届（様式6）に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項が生じたときは、次表の第一欄に掲げる場合に応じて、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式7）に別表2で定める書類を添付して、第二欄に定める期日（休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- （1）交付申請額の変更
- （2）補助事業者の氏名及び住所の変更
- （3）補助事業の中止又は廃止
- （4）その他、市長が必要と認める事項の変更

	第一欄（場合）	第二欄（期日）
ア	第1号から第4号までの変更等 （ただし、次項「イ」の場合を除く。）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
イ	第1号の変更 （変更申請額が既交付決定額を超える場合。）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日以内（申請書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。）に承認の可否を決定し、事業変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書（様式8）により補助事業者に通知する。

（完了報告）

第9条 補助事業者は、第5条第1項に規定する通知を受けた補助事業が完了したときは、完了報告書（様式9）に別表2に掲げる書類を添付して、当該通知日の属する年度の2月末日（休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合で、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために、必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、第9条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地での検査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式 10）により補助事業者へ通知する。

（交付の時期等）

第 12 条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、第 5 条第 1 項に規定する通知日の属する年度の翌年度の 4 月末日（休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに当該交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付する。

3 市長は、第 1 項に規定する請求を受けた場合は、請求を受けた日から 30 日以内（請求書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。）に口座振替により補助金を支払う。

（交付決定等の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書（様式 11）により通知する。

（1）偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき

（2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したとき

（3）補助事業者の責めに帰すべき事由により、国土交通省制定の「社会資本整備総合交付金交付要綱」又は「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」に基づく大阪市に対する交付金等の交付決定が取り消される等により、大阪市が当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき

（4）前 3 号のほか、この要綱に違反したとき

（補助金の返還等）

第 14 条 市長は、前条により交付決定等を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還通知書（様式 12）により補助事業者へ通知し、補助金の返還を求める。

2 補助事業者は、前項に規定する返還を求められたときは、規則第 19 条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助金交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の取消し又は変更を行った場合は、事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書（様式 13）により補助事業者へ通知する。

（感震ブレーカーの維持管理）

第 16 条 補助事業者は、設置した感震ブレーカーについて、第 11 条の通知日から起算して 10 年を経過

するまでの期間は、補助事業完了時の形態を変更することなく、適切に維持管理を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的に反しない場合で、設置した感震ブレーカーを譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、この要綱を周知し、継承させる。

(感震ブレーカーの処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、設置した感震ブレーカーについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式 14）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから 30 日以内（申請書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。）に承認の可否を決定し、財産処分（承認・不承認）通知書（様式 15）により補助事業者に通知する。
- 3 市長は、前項の承認にあたり、必要な場合には補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を条件として付することができる。

(他制度との併用)

第 18 条 補助事業者は、他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図る。

(補助事業の遂行)

第 19 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

(立入検査等)

第 20 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、補助事業に係る帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(法令等の遵守)

第 21 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、当該補助事業の実施箇所又はその周辺で、実施している、又は実施が予定されている公的事业等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

第 22 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄について責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付決定から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

3 代表申請者は、市長に対して、要綱に定める申請、届出、書類の提出並びに補助金の受領及び返還に関して責任を負うとともに、その内容をすべての補助事業者へ周知しなければならない。

(関係書類の整備)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 11 条に規定する通知日から 5 年間保存しなければならない。

(調査協力)

第 24 条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条第2号関係)

区名	町丁目
東成区	東小橋3丁目 (15～20番 (岩崎橋今里線 (千日前通) 以南))
生野区	勝山北3～5丁目、鶴橋1～2丁目、中川西2～3丁目、桃谷2丁目 (5番の一部 (生玉片江線以北))、桃谷3～5丁目
天王寺区	下味原町、東上町

別表2 様式一覧

補助金交付申請書	様式1	
委任状 (代理人)		・代理人を定める場合
補助事業者一覧	様式1-2	・補助事業者が複数の場合 ・補助事業者全員の記載が必要
委任状 (代表申請者)	様式1-3	・補助事業者が複数の場合 ・代表申請者以外全員の委任が必要
補助事業者が建物所有者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者が建物所有者の配偶者又は一親等内の親族である場合
承諾書	様式1-4	・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 ・補助事業者以外の建物所有者全員の承諾が必要
固定資産 (家屋) 評価証明書等		・補助事業者が建物所有者である場合 ・補助事業者が建物所有者の配偶者又は一親等内の親族である場合 ・実施住宅の建物所有者の氏名、所在地、構造、用途が確認できる書類
住民票等		・補助事業者が建物居住者の場合 ・居住地が確認できる書類
賃貸借契約書等		・補助事業者が建物居住者の場合 ・実施住宅の建物所有者及び建物居住者の氏名、所在地、構造、用途が確認できる書類

現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・感震ブレーカー設置前の既設分電盤
見積書		<ul style="list-style-type: none"> ・品番が確認できる書類
誓約書	様式 1 - 5	
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式 2	
補助金不交付決定通知書	様式 3	
補助金交付申請取下書	様式 4	<ul style="list-style-type: none"> ・取下げをする場合
補助金交付申請取下承認通知書	様式 5	
工事着手届	様式 6	<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定により工事着手した場合
工事に未着手であることを証する書類		
事業変更・中止・廃止承認申請書	様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・変更等をする場合
変更内容が確認できる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・変更承認申請を行う場合
当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・第 8 条第 1 項イに規定する申請をする場合
その他申請に必要と認める書類		
事業変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書	様式 8	
完了報告書	様式 9	
完成写真		<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー設置後の写真
契約書等		<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又はそれに代わる書類
領収書等の写し 又は 領収書等遅延理由書・請求書の写し	様式 9-2	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費の支払いを証明する書類 ・領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求の際に領収書等の写しを添付すること
その他報告に必要と認める書類		

補助金額確定通知書	様式 10	
請求書		
その他請求に必要と認める書類		
補助金交付決定取消通知書	様式 11	
補助金返還通知書	様式 12	
事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書	様式 13	
財産処分承認申請書	様式 14	
財産処分（承認・不承認）通知書	様式 15	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

電 話 番 号

補助金交付申請書

大阪市感震ブレーカー設置促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業者 建物所有者
建物所有者から承諾を得た建物居住者
建物所有者から承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

2 実施住宅所在地（住居表示） 大阪市 区

3 事業期間

工事契約日または工事契約予定日 令和 年 月 日

工事着手予定日 令和 年 月 日

事業完了予定日 令和 年 月 日

4 事業内容

設置種別 既設分電盤を取替え 既設分電盤に取付け

メーカー名

製品・品番名

5 交付申請額及び額の算出の基礎

A	B	C	D	E
補助対象経費 見積金額（税抜）	補助率	基礎額 A×B（千円未満切捨）	上限額	申請額 CとDの低い方
円	2/3	円	70,000円	円

(様式1-2)

補助事業者一覧

氏名	住所・電話番号
(代表申請者)	住所 電話番号
(代表申請者以外)	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号
	住所 電話番号

(注) この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

(様式1-3)

令和 年 月 日

大阪市長

委任状

この度、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項について責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として 氏に委任します。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

(様式1-4)

令和 年 月 日

様

承諾書

この度、貴方が大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾します。

建物所在地
(住居表示)

大阪市 区

建物所有者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

(様式1-5)

令和 年 月 日

大阪市長

誓約書

補助事業者は、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、設置した感震ブレイカーについて、補助金額確定通知日から起算して10年を経過するまでの期間は、補助事業完了時の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該感震ブレイカーを譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、同要綱を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合で、補助金の一部又は全部について支払いが完了しているときは、大阪市が定める期限までに返還する責を負います。

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式2)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することとしたので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 事業内容
設置種別 既設分電盤を取替え 既設分電盤に取付け
メーカー名
製品・品番名

5 交付決定額 円

6 交付条件

- (1) 同要綱第8条第1項に規定する変更等をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (4) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び同要綱の規定を遵守すること。

(様式3)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付しないこととしたので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

1 補助事業者
(住所)
(氏名)

2 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

3 不交付決定の理由

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて通知のあった補助金の交付決定について、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請を取下げます。

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住 所)

(氏 名)

3 実施住宅所在地

(住居表示)

大阪市

区

4 交付決定額

円

5 取下げ理由

(様式5)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付けで取下げのあった補助金について、次のとおり承認することとしたので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 交付決定額 円

(様式6)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

工事着手届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて通知のあった補助金の
交付決定 変更承認について、工事又は変更部分の工事に着手したので、大阪市感震ブ
レーカー設置促進事業補助金交付要綱第7条第2項又は第3項の規定により、次のとおり報告し
ます。

1 交付決定番号

2 実施住宅所在地
(住居表示)

大阪市 区

3 工事着手日 令和 年 月 日

(様式7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

事業変更・中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて通知のあった補助金の
交付決定 変更承認について、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第8条
第1項の規定により、次のとおり変更・中止・廃止の承認を申請します。

1 交付決定番号

2 変更・中止・廃止内容

補助金交付決定額の変更

既交付決定額 円

変更申請額 円

差引増△減額 円

その他の変更

中止・廃止

3 変更・中止・廃止理由

(様式8)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事業変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり承認 不承認
することとしたので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定
により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 変更・中止・廃止内容、不承認理由
承認
変更・中止・廃止の内容

不承認
不承認理由

(様式9)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

完了報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて補助金の交付決定
変更承認を受けた補助事業について、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第
9条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定番号

2 交付決定額 円

(様式9-2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

領収書等遅延理由書

大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、完了報告を行うにあたり、工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し等）の提出が次の理由により遅延します。
なお、当該書類については、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出します。

- 1 交付決定番号
- 2 遅延理由

なお、工事費に係る要支払額を示す書類として、当該工事費に係る請求書の写しを添付します。

支払額 円

支払予定日 令和 年 月 日

(様式 10)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった補助金については、次のとおり補助金額を確定することとしたので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 確定金額 円

(様式 11)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて交付決定 変更承認した補助金について、次のとおり取消することとしたので、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 取消理由

(様式 12)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金返還通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて交付決定 変更承認
した補助について、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定
により、交付決定の取消しを行うとともに、次のとおり補助金の返還を求めます。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 返還金額 円

5 返還期限

6 取消理由

(注) 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

(様式 13)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて交付決定 変更承認した補助金について、次のとおり取消・変更することとしたので、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 取消・変更内容

5 取消・変更理由

(様式 14)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて補助金の 交付決定
 変更承認を受けた補助事業について、大阪市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱第
17 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 財産処分予定日

5 財産処分の内容
 目的外使用 譲渡 交換 貸付 担保 取り壊し

6 財産処分の理由

(様式 15)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

財産処分（承認・不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった財産処分について、大阪市感震ブレイカー設置促進事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住 所)
(氏 名)

3 実施住宅所在地
(住居表示) 大阪市 区

4 財産処分予定日

5 財産処分の内容
目的外使用 譲渡 交換 貸付 担保 取り壊し

6 財産処分の理由

7 審査結果
承認 不承認 (のため)

8 承認条件
補助金の返還を求めます。
返還金額 円
返還期限
返還方法
補助金の返還は求めません。